

事務事業の概要		検出事項	監査の結果																																
<p>1 障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導等の実施状況</p> <p>(1) 障がい福祉サービス事業者・施設による適切なサービス提供の確保のため、指導及び運営状況の監査を実施している（講習会形式による集団指導、計画的な実地指導、適正な事業運営が行われないと疑われる事業者に対する監査など）。</p> <p>実施頻度は、「国ガイドライン」、「大阪府指定障がい福祉サービス事業者等指導実施要領」で、原則3年に1回の実地指導が必要とされている。</p> <p>(2) 府の職員数、所管事業所・施設数、実地指導実施数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">職員数 (グループ長以下)</th> <th rowspan="2">非常勤</th> <th colspan="2">府所管事業所</th> <th colspan="2">府所管施設</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>実地指導実施数</th> <th>施設数</th> <th>実地指導実施数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>6,845</td> <td>730</td> <td>60</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>4 (※1)</td> <td>2</td> <td>3,089</td> <td>357</td> <td>24</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1,270</td> <td>130 (予定)</td> <td>6</td> <td>3 (予定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 他に市町村からの研修生受け入れ5～6名</p> <p>* 障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導等の事務権限は、平成22年度から大阪版地方分権改革により市町村へ順次移譲。</p> <p>2 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 平成23年度までは福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成金を交付していた。平成24年度からは、3年間の経過措置として、介護報酬に加算する制度になった。</p> <p>(2) 制度変更により、平成24年12月に交付金事務を担当していた高齢介護室介護事業者課処遇改善交付金グループが解散した。</p> <p>(3) 府は、制度変更後も従来と同様、事業所から処遇改善計画書及び実績報告書の届出を受理している。</p>		年度	職員数 (グループ長以下)	非常勤	府所管事業所		府所管施設		事業所数	実地指導実施数	施設数	実地指導実施数	H23	10	4	6,845	730	60	13	H24	4 (※1)	2	3,089	357	24	3	H25	4	2	1,270	130 (予定)	6	3 (予定)	<p>1 「国ガイドライン」、「大阪府指定障がい福祉サービス事業者等指導実施要領」では、事業者については原則3年に1回の実地指導が求められているが、過去の指導実績から計算すると、10年に1回程度しか実施できていない。</p> <p>2 福祉・介護職員処遇改善加算については、制度変更により関連業務がなくなる前提で担当グループが解散したが、処遇改善計画書及び実績報告書の届出受理など様々な業務が府に残っている。</p>	<p>1 現状の指導等の実施頻度は規定違反の状態であり、解消するための工夫を行う必要がある。</p> <p>実施頻度不足を補い、障がい福祉サービス事業者等における不正等の問題事案(人員基準違反、事業及び施設の不適切な運営、報酬の不正請求など)を早期に発見し、利用者への適切なサービス提供を促すには、指導等の実効性をより高める必要がある。</p> <p>2 処遇改善交付金の担当グループが解散し、当該加算について府に残された事務は推進グループに引き継がれたが、事業者に対するチェック体制が不十分である。</p>
年度	職員数 (グループ長以下)				非常勤	府所管事業所		府所管施設																											
		事業所数	実地指導実施数	施設数		実地指導実施数																													
H23	10	4	6,845	730	60	13																													
H24	4 (※1)	2	3,089	357	24	3																													
H25	4	2	1,270	130 (予定)	6	3 (予定)																													
<b>事務事業を所管する福祉部の見解</b>																																			
<p>(※1) 他に市町村からの研修生受け入れ5～6名</p> <p>* 障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導等の事務権限は、平成22年度から大阪版地方分権改革により市町村へ順次移譲。</p> <p>2 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 平成23年度までは福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成金を交付していた。平成24年度からは、3年間の経過措置として、介護報酬に加算する制度になった。</p> <p>(2) 制度変更により、平成24年12月に交付金事務を担当していた高齢介護室介護事業者課処遇改善交付金グループが解散した。</p> <p>(3) 府は、制度変更後も従来と同様、事業所から処遇改善計画書及び実績報告書の届出を受理している。</p>		<p>1 府では、これまでも効率的・効果的に指導監査を行うことが重要と認識し、不正の芽があれば早期に発見・是正することを方針としてきたところだが、実地指導の現状は検出事項のとおり。</p> <p>集団指導に参加しなかった事業所や過去に重大な指摘事項があった事業所などに重点を置くなど、効率的・効果的に指導監査を行う。</p> <p>指導の際は、府で作成した「チェックリスト」や「指導文例集」を活用し効率化を図る。</p> <p>今年度からは、一か所当たりの時間の短縮及び往査人数も最小限とし、指導回数の確保を図る。</p> <p>2 庁内関係各課及び府内市町村、国保連合会との連携調整について、より一層強化することで効果的な指導に繋げる。</p> <p>3 福祉・介護職員処遇改善加算の届出等処理については、権限移譲に伴って市町村で処理されるので、移譲市町村の増に伴って大阪府での処理件数は、平成24年度と比較すると大幅に減少している。</p> <p>同加算に関する不正受給の防止については、国保連合会に給付等のデータ提供を依頼し、それを活用すること、また、非常勤職員を効率的に活用することで、チェック体制の確保に努めている。</p>																																	

委員意見

- 1 障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導等の回数不足を解消するため、過去の指導等の分析結果や各事業者のリスクに応じて強弱をつけるなど、一か所当たりの往査人数について柔軟に対応できるよう検討されたい。
- 2 障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導等の実効性をより高めるため、現状の人員体制においても、社会福祉法人等に対する指導監査との協力体制を整備する検討をされたい。
- 3 福祉・介護職員処遇改善加算に関して、不正受給を防ぐための体制を構築し、適正なチェックを実施されたい。

措置の内容

- 1 障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導等の回数不足解消を図るため、平成26年度の実地指導から、過去の指導結果や事業者等の規模等に応じメリハリをつけた往査人数を設定して実施に当たった。  
また、週当たりの実施回数を2回から3回に増やすことや1日の実施箇所数を2か所に増やすことを試行している。
- 2 障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導等の実効性をより高めるため、平成26年度の実地指導から、実地指導対象事業者等に調査票を事前提出させることにより、事業者等の直近の実態を把握し、より効率的・効果的な実地指導の実施に努めた。  
なお、社会福祉法人が運営する障がい福祉施設に対する実地指導については、これまでから、地域福祉推進室指導監査課が行う指導監査との協力体制のもとに実施しているところである。
- 3 福祉・介護職員処遇改善加算のチェックについては、大阪府国民健康保険団体連合会から障がい者総合支援等の支払額等データの提供を受けて活用しており、室・課内の非常勤職員を効率的に活用することで体制の確保を図った。  
また、処遇改善計画書及び実績報告書の内容等に疑義がある事業所については、実地指導等において再度確認をするなどの対応を行っている。  
なお、障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導等の権限移譲市町村の増加に伴い、大阪府が行う福祉・介護職員処遇改善加算のチェック件数は、平成24年度と比較して大幅に減少している。

年度	府所管事業所			府所管施設		
	事業所数	実地指導 実施数	実施率	施設数	実地指導 実施数	実施率
H25	1,270	125	9.8%	6	4	66.7%
H26	1,172	170	14.5%	7	1	14.3%

※実施率は概ね33.3%で目標達成となる（3年に1回の実施目標のため）。